

重要事項説明書

指定訪問介護

糸島市介護予防・日常生活支援総合事業
(第1号訪問事業)

株式会社新上五島在宅ケアセンター

訪問介護事業所 tetote

訪問介護事業所 tetote 重要事項説明書

1. 事業所の概要

【法人】

法人名	株式会社 新上五島在宅ケアセンター
代表者氏名	代表取締役 田平 一吉
所在地	長崎県南松浦郡新上五島町奈摩郷379番地5
電話番号	0959-43-1188
法人がおこなっている 他の事業所	通所介護事業所 すまいるはあと

【事業所】

事業所名	訪問介護事業所 tetote
管理者	木田 匡美
事業所の種類	指定訪問介護、糸島市介護予防・日常生活支援総合事業 (第1号訪問事業)
指定番号	4073501621
所在地	福岡県糸島市二丈武49番地3
電話番号・FAX	092-325-3903・092-325-3904

2. 事業の目的と運営方針

(1) 事業の目的

指定訪問介護及び、糸島市介護予防・日常生活支援総合事業（第1号訪問事業）（以下、「指定訪問介護」という。）の事業は要介護状態又は要支援状態（以下、「要介護状態等」という。）となった場合においても、入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活にわたる援助を行うことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

(2) 事業所の運営方針

- ① 指定訪問介護は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- ② 事業者自らその提供する指定訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- ③ 指定訪問介護の提供に当たっては、訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行う。

- ④ 指定訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- ⑤ 指定訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- ⑥ 指定訪問介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。
- ⑦ 指定訪問介護の提供に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護（身体介護）又は調理、洗濯、掃除等の家事（生活援助）を常に総合的に提供するものとし、特定の援助に偏しないようにする。
- ⑧ 指定訪問介護の提供に当たっては、訪問介護員等に、その同居家族である利用者に対する訪問介護の提供をさせないものとする。
- ⑨ 事業実施に当たっては、市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努める。
- ⑩ 事業所は、正当な理由なくサービス提供を拒まない。

3. 事業実施地域及び営業時間

サービス提供地域	糸島市
営業日・営業時間	月曜日～金曜日（8：00～17：00）
休業日	なし
サービス提供日・サービス提供時間	日曜日～土曜日 （6：00～22：00）

4. 職員の配置状況 ※職員の配置については、人員基準上の人数を記載しています。

職 務	常 勤	非常勤
管理者（人員基準上）	1名	
サービス提供責任者	2名	
訪問介護員 （人員基準上）	2名	2名
事務職員		2名

※同一建物内の他事業所との兼務を含む場合がある。

5. サービス内容

(1) 身体介護

利用者の身体に直接接触して行う介助サービス及び利用者と共にを行う自立支援のためのサービス。

排泄介助	トイレ及びポータブルトイレへの移動、オムツ交換、後始末、失禁及び失敗への対応等。
食事介助	配膳、食事姿勢の確保、摂食介助、水分補給等。
清拭	清潔保持のための身体拭き、陰部洗浄等。
入浴介助	手浴及び足浴等の部分浴、全身浴の介助。浴室への移動、洗髪、洗身、使用物品の片付け等。
整容介助	日常的な身繕いの整え（洗面、口腔ケア、爪きり、耳そうじ、髪の手入れ、簡単な化粧等。）
着衣介助	着替えの準備、手伝い
体位交換	体位の変換、安楽な姿勢の確保等。
起床・就寝介助	ベッドからの移動及びベッドへの移動介助、布団の片付け等。
移乗・移動介助	車椅子への移動の介助、補装具等の確認。
通院・外出介助	病院等の目的地への移動の介助。
服薬確認	配剤された薬の確認、服薬の手伝い、後片付け等。

(2) 生活援助

日常生活の援助。利用者ご本人やご家族が行うことが困難な場合に行われる、本人の代行的サービス。

掃除	居室内やトイレ、卓上等の清掃、ゴミ出し、後片付け。
洗濯	洗濯機又は手洗いによる洗濯、洗濯物の乾燥、取り入れ、収納等。
ベッドメイク	ベッドのシーツ交換、布団カバーの交換等。
衣類の整理・被服の補修	衣類の入れ替え、ボタン付け、破れの補修等。
調理	一般的な調理、配膳、片付け。
買物	日用品の買物、品物及び釣銭の確認。
薬の受け取り	薬の受け取り。

6. サービス利用料金

利用者がサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、利用者からお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割・2割・3割の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

サービス区分	単位数	利用者負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
訪問型サービス11 (週1回程度の利用)	1,176/月	1,225円	2,451円	3,676円
訪問型サービス11・日割 (週1回程度の利用)	39/日	41円	81円	122円
訪問型サービス12 (週2回程度の利用)	2,349/月	2,448円	4,895円	7,343円
訪問型サービス12・日割 (週2回程度の利用)	77/日	80円	160円	241円
訪問型サービス13 (週2回を超える利用)	3,727/月	3,884円	7,767円	11,651円
訪問型サービス13・日割 (週2回を超える利用)	123/日	128円	256円	384円

(2) 訪問介護サービス

- 1 要介護1～5に認定を受けた利用者（指定訪問介護）
 利用料金は1回ごとに算定され、以下のとおりです。
 実際の計算は、1か月の合計単位数に基づいて行います。

(1) 身体介護が中心のとき

単位：円

所要時間	通常				夜間及び早朝(※1)				深夜(※2)			
	8:00～18:00				6:00～8:00 18:00～22:00				22:00～6:00			
	利用 料金	うち 利用者 1割負担	うち 利用者 2割負担	うち 利用者 3割負担	利用 料金	うち 利用者 1割負担	うち 利用者 2割負担	うち 利用者 3割負担	利用 料金	うち 利用者 1割負担	うち 利用者 2割負担	うち 利用者 3割負担
20分未満(※3)	1,698	170	340	510	2,125	213	425	638	2,552	256	511	766
20分以上30分未満	2,542	255	509	763	3,178	318	636	954	3,813	382	763	1,144
30分以上1時間未満	4,032	404	807	1,210	5,043	505	1,009	1,513	6,054	606	1,211	1,817
1時間以上1時間30分未満	5,908	591	1,182	1,773	7,387	739	1,478	2,217	8,867	887	1,774	2,661
1時間30分以上2時間未満	6,762	677	1,353	2,029	8,450	845	1,690	2,535	10,149	1,015	2,030	3,045
身体介護を行った後に引き続き所要時間20分以上の生活援助を行った場合(※4)	引き続き行う生活援助の所要時間が20分から計算して25分を増すごとに65単位を加算											

(2) 生活援助が中心のとき

単位：円

所要時間	通常				夜間及び早朝(※1)				深夜(※2)			
	8:00～18:00				6:00～8:00 18:00～22:00				22:00～6:00			
	利用 料金	うち 利用者 1割負担	うち 利用者 2割負担	うち 利用者 3割負担	利用 料金	うち 利用者 1割負担	うち 利用者 2割負担	うち 利用者 3割負担	利用 料金	うち 利用者 1割負担	うち 利用者 2割負担	うち 利用者 3割負担
45分未満	1,865	187	373	560	2,334	234	467	701	2,802	281	561	841
45分以上	2,292	230	459	688	2,865	287	573	860	3,438	344	688	1,032

(3) 加算

単位：円

	利用料金	うち利用者1割負担額	うち利用者2割負担額	うち利用者3割負担額
緊急時訪問介護加算(1回につき)	1,042	105	209	313
初回加算(1月につき)	2,084	209	417	626
特定事業所加算Ⅱ	所定単位数の10%加算			
同一建物減算	所定単位数の12%加算			
介護職員処遇改善加算Ⅱ(1月につき)(※5)	所定単位数の22.4%加算			
高齢者虐待防止措置実施の有無	基準型			

- ※1 1回につき所定単位数の25/100に相当する単位数を所定単位数に加算したものとします。
- ※2 1回につき所定単位数の50/100に相当する単位数を所定単位数に加算したものとします。
- ※3 通常時間帯において20分未満の身体介護中心型を算定できるのは、平成27年厚生労働省告示第95号「厚生労働大臣が定める基準」一のイ、ロのいずれにも適合する場合のみです。
- ※4 201単位を限度とします。
- ※5 利用者負担額の算出方法は他の報酬と同様（別紙説明「注意点 3」に記載）です。

(3) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日	無料
利用予定日の当日	無料

(4) その他料金

通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収いたします。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収いたします。

実施地域外から、片道10キロメートル未満	一律300円
実施地域外から、片道10キロメートル以上	一律600円

7. 秘密保持及び個人情報の使用

- (1) 当事業所の従事者は、業務上知り得たご利用者及びご家族の秘密及び個人情報を、正当な理由なく第三者に漏らすことはありません。
- (2) 当事業所の従事者であった者は、業務上知り得たご利用者及びご家族の秘密及び個人情報を、正当な理由なく第三者に漏らすことはありません。
- (3) 当事業者では、別途定めた「個人情報の利用目的」の範囲内に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で、ご利用者又はご家族の個人情報を使用します。

8. 苦情の受付について

(1) 当事業所相談窓口

訪問介護事業所 tetote

苦情受付窓口（担当者）	管理者 木田 匡美
所在地	福岡県糸島市二丈武49番地3
電話番号	092-325-3903
受付時間等	毎週月曜日～金曜日 8:00～17:00

(2) 行政機関その他苦情受付機関

苦情受付窓口	所在地	電話番号
糸島市介護・高齢者支援課	糸島市前原西一丁目1番1号	092-322-1111
福岡県庁介護保険課	福岡市博多区東公園7番7号	092-643-3321
福岡県国民健康保険団体連合会	福岡市博多区吉塚本町13番47号	092-642-7859

9. 緊急時の対応方法

サービス提供中にご利用者に緊急の事態が発生した場合、ご利用者の主治医にご報告するとともに、ご指定の連絡先にも連絡します。

10. 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、ご利用者に対して応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにご利用者がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行います。また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。

なお、当事業所の介護サービスにより、ご利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

11. 衛生管理の対策

事業所は、利用者に対するサービスの提供において、「衛生管理マニュアル」を作成し、衛生的な管理に努めます。

12. サービスの第三者評価の実施状況

なし

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

【契約者】

住所 _____

氏名 _____ 印

【家族又は代理人】

住所 _____

氏名 _____ 印

令和 年 月 日

【事業者】

住所 長崎県南松浦郡新上五島町奈摩郷 379 番地 5 _____

事業所名 株式会社 新上五島在宅ケアセンター 訪問介護事業所 tetote 印

説明者 木田 匡美 _____ 印